

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり（中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします）、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます（左の WeChat・QR コードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます）。

中国上海陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层

Issue 437・2015/05/05～2015/05/11

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 关于人民法院办理执行异议和复议案件若干问题的规定..... 2
- 关于大力发展电子商务加快培育经济新动力的意见..... 2
- 关于中国（上海）自由贸易试验区管理委员会集中行使本市有关行政审批权和行政处罚权的决定（上海）..... 3

二、最新资讯

- 国务院常务会议：进一步简政放权、取消非行政许可审批类别..... 4
- 《无店铺零售业经营管理办法（试行）》公开征求意见..... 4

三、里兆解读

- 《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》简析..... 5

四、近期热点话题..... 8

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 人民法院が執行異議および再審理を処理する際の若干事項に関する規定..... 2
- 電子商取引の発展に注力し経済新動力の育成を加速する旨の意見..... 2
- 中国（上海）自由貿易試験区管理委員会による上海市関連行政審査許可権および行政処罰権の集中行使に関する決定（上海）..... 3

二、新着情報

- 国务院常务会议は更なる行政の簡素化、権限委譲を進め、非行政许可審査許可分類を廃止した..... 4
- 「無店舗小売業経営管理弁法（試行）」がパブリックコメントを募集する..... 4

三、里兆解説

- 「外商投資産業指導目録（2015 年改正版）」を簡潔に分析する..... 5

四、トピックス..... 8

一、最新中国法令

● 关于人民法院办理执行异议和复议案件若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
【发布文号】法释〔2015〕10号
【发布日期】2015-05-05
【实施日期】2015-05-05

【内容提要】该司法解释具体规定了以下内容：

1	执行异议原则上应当在三日内立案。
2	执行异议的事由应当一次性提出。
3	被限制出境的人有权申请复议。
4	第三人代为偿债的无正当理由不得反悔。
5	被执行人名下的唯一住房可以执行。 对执行被执行人名下的唯一住房的情形，该规定按照申请执行的债权种类是金钱债权还是交付房屋的不同作出了不同的规定。
6	司法拍卖违法时可以撤销。
7	赋予强制执行效力的担保债务应当执行。
8	执行标的权属原则上根据登记和占有情况判断。
9	人民法院不能执行买受人购买的符合法定保护条件的未过户不动产。
10	不动产承租人主张租赁权必须在人民法院查封之前占有不动产。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-14406.html>

● 关于大力发展电子商务加快培育经济新动力的意见

【发布单位】国务院
【发布文号】国发〔2015〕24号
【发布日期】2015-05-07
【内容提要】该意见提出为电子商务营造宽松发展环境、完善物流基础设施、提升对外开放水平等。其中包括：

降低准入门槛
- 全面清理电子商务领域现有前置审批事项，无法律法规依据的一律取消。 - 进一步简化注册资本登记，推进电子商务领域由“先证后照”改为“先照后证”改革。 - 放宽电子商务市场主体住所（经营场所）登

一、最新中国法令

● 人民法院が執行異議および再審理を処理する際の若干事項に関する規定

【発布機関】最高人民法院
【発布番号】法釈〔2015〕10号
【発布日】2015-05-05
【実施日】2015-05-05
【概要】本司法解释は以下の内容を具体的に定めた。

1	執行異議は原則として三日以内に立件しなければならない。
2	執行異議の事由は一括で提起しなければならない。
3	出国制限を受けた者は再審理を申し立てる権利を有する。
4	第三者による代理弁済は正当な理由なくして取り消してはならない。
5	被申立人名義の唯一の住宅を執行することもできる。 被申立人名義の唯一の住宅を執行する状況に対し、本規定は執行を申し立てた債権の種類が金銭債権であるか、それとも建屋の引渡しであるかに応じて、別々に規定を設けた。
6	司法競売が違法である場合は取り消すことができる。
7	強制執行効力を与えられた担保債務は執行しなければならない。
8	執行対象の権利帰属は原則として登記および占有状況に基づき判断する。
9	人民法院は、買い手が購入した法定保護条件に合致し名義変更を行っていない不動産を執行できない。
10	不動産賃借人が賃借権を主張する場合には、人民法院が差し押さえる前に不動産を占有していなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-14406.html>

● 電子商取引の発展に注力し経済新動力の育成を加速する旨の意見

【発布機関】國務院
【発布番号】国発〔2015〕24号
【発布日】2015-05-07
【概要】本意見は、電子商取引にゆとりある発展環境の創造、物流インフラ施設の整備、対外開放水準の引上げなどを提起した。それには以下の内容が含まれる。

参入条件の引下げ
- 電子商取引分野の現行事前審査許可事項を全面的に整理し、法令根拠のないものについては一律に廃止する。 - 登録資本登記を更に簡素化し、電子商取引分野における「経営許可取得後の営業許可証発行」から「営業許可証発行後の経営許可取得」への改革を推進する。 - 電子商取引市場主体住所（经营场所）登記条

记条件。 ▪ 放开外商投资电子商务业务的外方持股比例限制。
合理降税减负 ▪ 从事电子商务活动的企业，经认定为高新技术企业的，依法享受高新技术企业相关优惠政策。 ▪ 加快推进“营改增”，逐步将旅游电子商务、生活服务类电子商务等相关行业纳入“营改增”范围。
维护公平竞争 ▪ 打击网络虚假宣传、生产销售假冒伪劣产品、不正当竞争等违法行为。 ▪ 重点查处达成垄断协议和滥用市场支配地位的问题，通过经营者集中反垄断审查，防止排除、限制市场竞争的行为。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/07/content_9707.htm

- [关于中国（上海）自由贸易试验区管理委员会集中行使本市有关行政审批权和行政处罚权的决定（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】上海市人民政府令第 26 号
【发布日期】2015-03-30
【实施日期】2015-04-01
【内容提要】上海市政府决定，在中国（上海）自由贸易试验区域（28.78 平方公里），原由上海市发展改革、商务、规划国土、建设管理等部门依法行使的有关行政审批和管理权，以及行政处罚权等，由自贸试验区管委会集中行使。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai42462.html>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系[联系](#)；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系[联系](#)。

二、最新资讯

件を緩和する。 ▪ 外商投資電子商取引業務に関する外国側持分比率規制を緩和する。
税負担の合理的な軽減 ▪ 電子商取引活動に従事する企業がハイテク技術企業と認定された場合、法に従ってハイテク技術企業に関する優遇政策を享受する。 ▪ 「営業税から増値税への一本化」を加速し、段階的に旅行電子商取引、生活サービス類電子商取引などの関連業種を「営業税から増値税への一本化」の対象に組み入れる。
公平競争の維持 ▪ インターネット上での虚偽の宣伝、模倣・粗悪品の製造販売、不正競争などの違法行為を取り締まる。 ▪ 独占協定の合意および市場の支配的地位の濫用の問題を重点的に取り締り、事業者集中独占禁止審査を通じて、市場競争を排除、制限する行為を防止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/07/content_9707.htm

- [中国（上海）自由貿易試験区管理委員会による上海市関連行政審査許可権および行政処罰権の集中行使に関する決定（上海）](#)

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】上海市人民政府令第 26 号
【発 布 日】2015-03-30
【実 施 日】2015-04-01
【概 要】中国（上海）自由貿易試験区域（28.78 平方キロメートル）において、上海市発展改革、商務、計画国土、建設管理などの部門が法に従って行使していた関連行政審査許可と管理権、および行政処罰権などについては、自由貿易試験区管理委員会が集中行使することを、上海市政府は決定した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai42462.html>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、新着情報

● 国务院常务会议：进一步简政放权、取消非行政许可可审批类别

日前召开的国务院常务会议，确定进一步简政放权、取消非行政许可可审批类别。简要介绍如下：

- 进一步取消和下放各部门审批事项，公开所有保留审批事项的流程，压缩审批时限。公布省级政府部门和承担行政职能的事业单位权力清单。
- 制定并公开企业投资项目核准及强制性中介服务目录清单，简化报建手续，加快在线审批监管平台建设。
- 减少职业资格许可认定，研究建立国家职业资格目录清单管理制度。
- 加快取缔和停止执行没有依据、越权设立或擅自提高征收标准、扩大征收范围的收费基金，公布全国性、中央部门和单位及省级收费目录清单。
- 推进商事登记便利化，实现“三证合一”、“一照一码”，开展企业简易注销登记试点，建设企业信用信息公示“全国一张网”。
- 取消非行政许可可审批类别。分类清理剩余的非行政许可可审批事项，分别予以取消、转为行政许可、调整为政府内部审批或通过权力清单逐一规范。

（里兆律师事务所 2015 年 05 月 07 日编写）

● 国务院常务会议是更なる行政の簡素化、権限委譲を進め、非行政许可可審査許可分類を廃止した

先頃開催された国务院常务会议において、更なる行政の簡素化、権限委譲を進め、非行政许可可審査許可分類を廃止することを確定した。以下に簡潔に紹介する。

- 審査許可事項の取消しおよび各部門への委譲を更に進め、保留する審査許可事項に関する手順を全て公開し、審査許可所要時間を短縮する。省級政府部門および行政職能を担当する事業単位の権限リストを公布する。
- 企業投資プロジェクト認可および義務付けられた仲介業務目録リストの制定および公開を進め、建設申告手続きを簡素化し、オンライン審査許可監督管理プラットフォームの構築を加速する。
- 職業資格許可認定を削減し、国家職業資格目録リスト管理制度を研究、確立する。
- 根拠なく、越権により設立または無断で徴収基準の引き上げ、徴収範囲の拡大を行った費用徴収基金の取締りおよび実施停止を加速し、全国的な中央部門ならびに単位および省級費用徴収目録リストを公布する。
- 商事登記の利便化を推進し、「三証合一」、「一証書一番号」の実現を図り、企業簡易抹消登記試行を実施し、企業信用情報公示「全国ネットワーク」を構築する。
- 非行政许可可審査許可分類を抹消する。分類整理後に残った非行政许可可審査許可事項については、個別に抹消、行政许可への変更、政府内部審査許可への調整または権限リストを通じた段階的な規範化を進める。

（里兆法律事務所が 2015 年 5 月 7 日付で作成）

● 《无店铺零售业经营管理办法（试行）》公开征求意见

日前，商务部发布《无店铺零售业经营管理办法（试行）（征求意见稿）》，向社会公开征求意见（截止日期为 2015 年 06 月 05 日）。该征求意见稿规定：

- 无店铺零售指不通过店铺，由厂家或商家直接将商品递送给消费者的零售业态。包括，电视购物、邮购、网上商店、电话购物和自动售货亭（自动贩卖机）等。
- 无店铺零售经营者和相关服务者应当依据国家有关法律、法规开展宣传推广活动。严禁夸大宣传弄虚作假，欺骗误导消费者。
- 与促销相关的限制性条件、附加条件、例外商品应当以显著方式进行标示，不得以任何形式或理由降低促销商品质量。

（里兆律师事务所 2015 年 05 月 07 日编写）

● 「無店舗小売業経営管理弁法（試行）」がパブリックコメントを募集する

先頃、商務部は「無店舗小売業経営管理弁法（試行）（意見募集案）」を公布し、社会に向けパブリックコメントを募集している（締め切りは 2015 年 6 月 5 日である）。本意見募集案では以下の通り、規定している。

- 無店舗小売とは、店舗を通さず、製造元または販売元から直接商品を消費者へ発送する小売業態を指す。それには、テレビショッピング、通販、オンラインショップ、テレフォンショッピングおよび自動販売ショップ（自動販売機）などを含む。
- 無店舗小売事業者および関連サービス業者は、国の関連法令に基づいて宣伝普及活動を行わなければならない。誇大宣伝、虚偽の手法で、消費者を騙し、誤った方向へ誘導することを厳禁する。
- 販売促進に関連した制限的条件、付加条件、例外商品については、目立つ方法で表示しなければならず、いかなる形式または理由でも販促商品の品質を下げてはならない。

（里兆法律事務所が 2015 年 5 月 7 日付で作成）

三、里兆解读

● 《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》简析

2015 年 03 月 10 日，国家发展和改革委员会与商务部正式发布《外商投资产业指导目录（2015 年修订）》（以下简称“2015 版《投资目录》”），取代《外商投资产业指导目录（2011 年修订）》（以下简称“2011 版《投资目录》”）。《投资目录》作为中国政府管理外商直接投资的核心文件，明确将外商投资产业分为鼓励类、限制类、禁止类（《投资目录》之外的为允许类）；并且，就特别行业规定了外商投资的股比限制及与中国企业合作的要求。2015 版《投资目录》为第六次修订，也是历次修订中修改规模较大的一次。

一、2015 版《投资目录》的修订原则

此次修订主要遵循四方面的原则：

1. 积极主动扩大开放。进一步推进一、二、三产业开放，重点扩大服务业和一般制造业开放，复制推广中国（上海）自由贸易试验区试点经验。例如，上海自贸区允许外商以合资、合作形式（中方控股）从事中国传统工艺的绿茶加工。2015 版《投资目录》将“我国传统工艺的绿茶及特种茶加工（名茶、黑茶等）”从禁止类调整为允许类。
2. 转变外资管理方式。充分发挥市场在资源配置中的决定性作用，通过节能、环保、技术、安全等措施能够实现内外资一致监管的条目不再列入限制类外商投资产业。
3. 调整优化经济结构。鼓励外商投资现代农业、高新技术、先进制造、节能环保、新能源、现代服务业等领域，承接高端产业转移；鼓励外商投资研发环节。
4. 进一步增加透明度。允许类项目不对外资进行股比限制，其他类的外商投资产业项目的股比限制均在《投资目录》中列明。

二、2015 版《投资目录》的变化概要

相比于 2011 版《投资目录》，2015 年版《投资目录》的变化主要体现在以下方面：

1. 条目变化：第一，大幅减少限制类条目，限制类条目从 2011 版《投资目录》的 79 条减少到 38 条。第二，放宽外资股比限

三、里兆解説

● 「外商投資産業指導目録（2015 年改正版）」を簡潔に分析する

2015 年 3 月 10 日、国家發展改革委員会と商務部は「外商投資産業指導目録（2015 年改正版）」（以下「2015 年版「投資目録」という）を正式に公布し、「外商投資産業指導目録（2011 年改正版）」（以下「2011 年版「投資目録」という）と入れ替えた。「投資目録」は中国政府が外資の直接投資を管理する主要文書であり、外商投資産業を奨励類、制限類、禁止類（「投資目録」に記載された以外は許可類となる）に明確に区分し、且つ特別な業種については外資の持分比率規制および中国企業との共同経営に関する要求を定めている。2015 年版「投資目録」は六度目の改正であり、過去の改正の中でも規模の大きなものでもある。

一、2015 年版「投資目録」の改正原則

今次改正では主に以下の四つの方面の原則を遵守している。

1. 開放を積極的、能動的に拡大する。第一、第二、第三次産業の開放の更なる推進、サービス業および一般製造業の開放の重点拡大、中国（上海）自由貿易試験区における試行経験の模倣普及を進める。例えば、上海自由貿易区では外資が合弁、合作形式（中国側持分支配）で中国伝統工芸の緑茶加工に従事することを認めている。2015 年版「投資目録」では「中国伝統工芸の緑茶および特別茶の加工（名茶、黒茶など）」を禁止類から許可類に調整している。
2. 外資管理方式を転換する。市場の資源配置における決定的な役割を十分に発揮し、省エネ、環境保護、技術、安全などの措置を通じて内外資同一の監督管理を実現できる条目については、今後、制限類外商投資産業に組み入れない。
3. 経済構造の調整・最適化を行う。外資の現代農業、ハイテク、先進製造業、省エネ環境保護、新エネルギー、現代サービス業などの分野への投資を奨励し、ハイエンド産業の移転を受け入れる。外資による研究開発段階への投資を奨励する。
4. 透明度を更に増す。許可類プロジェクトについては外資に対する持分比率規制を行わず、その他の分類の外商投資産業プロジェクトの持分比率規制については、いずれも「投資目録」に明記する。

二、2015 年版「投資目録」の変更の概要

2011 年版「投資目録」と比べ、2015 年版「投資目録」の変更は主に以下の方面である。

1. 条目的変化：第一に、制限類条目が大幅に減少した。制限類条目は 2011 年版「投資目録」の 79 条から 38 条に減少した。第二に、外資持

制,“合资、合作”条目从 2011 年版《投资目录》的 43 条减少到 15 条,与“中方控股”有关的条目从 2011 年版《投资目录》的 44 条减少到 35 条。第三,鼓励类条目数量基本不变,保持政策总体稳定性和连续性。

2. 行业变化:基本放开一般制造业;取消和放宽电子商务、连锁经营、支线铁路、地铁、轻轨、海上运输、演出场所等行业的股比要求;直销、邮购、进出口商品检验认证、铁路货物运输、保险经纪公司、财务公司、信托公司、货币经纪公司等不再列入限制类;建筑设计、养老机构列入鼓励类。
3. 兜底条款取消:2015 年版《投资目录》删除了“国务院专项规定或产业政策另有规定的,从其规定”这一兜底条款。此修改对外商投资监管将产生重大影响:一方面表明 2015 年版《投资目录》统一了之前中国各个行业主管部门规定的外资限制;另一方面意味着除以“法律、法规”形式对外资准入进行限制和禁止外,今后中国各行业主管部门不能再另行对外资规定限制条件。

三、2015 版《投资目录》放开和调整的具体产业(部分)

1. 放开的产业

相关产业	2011 版 《投资目录》	2015 版 《投资目录》
演出场所经营	鼓励类 (中方控股)	鼓励类
会计、审计	鼓励类 (限于合作、合伙)	鼓励类 (首席合伙人需具有中国国籍)
物联网技术开发与应用	允许类	鼓励类
养老机构		
工业设计、建筑设计、服装设计等创意产业		
直销、邮购、网上销售	限制类	允许类
房地产业(包括土地成片开发;高档宾馆、高档写字楼和国际会展中心的建设、经营;房地产二级市场交易及房地产中介、经纪		

分比率規制が緩和され、「合併、合作」条目は 2011 年版「投資目録」の 43 条から 15 条に減少し、「中国側持分支配」に係わる条目は 2011 年版「投資目録」の 44 条から 35 条に減少した。第三に、奨励類条目的数量は基本的に変わらず、政策全体の安定性と連続性を保っている。

2. 業種の変化:基本的に一般製造業を自由化した。電子商取引、フランチャイズ経営、支線鉄道、地下鉄、軽量軌道交通、海上輸送、公演場所経営などの業種に関する持分比率要求の廃止および緩和を行った。直接販売、通信販売、輸出入商品の検査認証、鉄道貨物輸送、保険ブローカー、ファイナンス会社、信託会社、為替ブローカーなどを、今後制限類に組み入れない。建築設計、老人介護機構を奨励類に組み入れる。
3. 雑則の廃止:2015 年版「投資目録」は「国务院の個別規定または産業政策に別途規定がある場合、その規定に従う」との雑則を削除した。本修正は外資の監督管理に対し重大な影響を及ぼすものであり、一つには 2015 年版「投資目録」がこれまで中国の個々の業種主管部門が定めていた外資規制を統一することを示し、もう一つには「法令」形式で外資参入に対する制限および禁止を設けている場合を除き、今後、中国各業種主管部門は外資に対し制限条件を別途設けることができないことを意味する。

三、2015 年版「投資目録」で自由化および調整された具体的な産業(一部)

1. 自由化された産業

関連産業	2011 年版 「投資目録」	2015 年版 「投資目録」
公演場所経営	奨励類 (中国側持分支配)	奨励類
会計、監査	奨励類 (合作、パートナーシップ制に限る)	奨励類 (首席パートナーは中国国籍でなければならない)
モノのインターネット技術開発と応用	許可類	奨励類
老人介護施設		
工業設計、建築設計、アパレルデザインなどのクリエイティブ産業		
直接販売、通信販売、オンライン販売	制限類	許可類
不動産業(大規模土地開発、高級ホテル、高級オフィスビルおよび国際展示場の建設、経営、不動産二次市場取引および不動産		

公司等)		
财务公司、信托公司、货币经纪公司、保险经纪公司		
电网的建设、经营	限制类 (中方控股)	鼓励类 (中方控股)
娱乐场所经营	限制类 (限于合资、合作)	允许类
音像制品(除电影外)的分销	限制类 (限于合作)	允许类
证券公司	限制类 (外资比例不超过1/3)	限制类 (外资比例不超过49%)
高尔夫球场、别墅的经营	禁止类	允许类

2. 調整の産業

相关产业	2011 版 《投资目录》	2015 版 《投资目录》
高等教育机构	限制类 (限于合资、合作)	限制类 (限于合作, 中方主导) *中方主导是指校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍, 中外合作办学机构的理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2 (下同)。
普通高中教育机构	限制类 (限于合作)	限制类 (限于合作, 中方主导)
学前教育机构	允许类	限制类 (限于合作, 中方主导)
医疗机构	允许类	限制类 (限于合资、合作)
汽车整车、专用汽车和摩托车制造	允许类	限制类 【中方股比不低于50%, 同一家外商可在国内建立两家(含两家)以下生产同类(乘用车类、商用车类、摩托车类)整车产品的合资企业, 如与中方合资伙伴联合兼并国内其他汽车生产企业可不受两家的限制】

仲介会社、ブローカーなどを含む)		
ファイナンス会社、信託会社、為替ブローカー、保険ブローカー		
送電網の建設、経営	制限類 (中国側持分支配)	奨励類 (中国側持分支配)
アミューズメント施設の経営	制限類 (合併、合作に限る)	許可類
音響映像製品(映画は除く)の販売	制限類 (合作に限る)	許可類
証券会社	制限類 (外資の割合が1/3を超えない)	制限類 (外資比率が49%を超えない)
ゴルフ場、別荘の経営	禁止類	許可類

2. 調整された産業

関連産業	2011 年版 「投資目録」	2015 年版 「投資目録」
高等教育機関	制限類 (合併、合作に限る)	制限類 (合作に限り、中国側主導) *中国側主導とは、校長または主な経営責任者が中国国籍であり、中外合作教育機関の理事会、董事会または共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回らないことを指す(以下同じ)。
普通高等学校教育機関	制限類 (合作に限る)	制限類 (合作に限り、中国側主導)
就学前教育機関	許可類	制限類 (合作に限り、中国側主導)
医療機関	許可類	制限類 (合併、合作に限る)
自動車完成車、専用車両およびオートバイの製造	許可類	制限類 【中国側持分比率は50%を下回ってはならない。同じ外国投資家が国内において2社以下(2社を含む)の同類(乗用車類、商用車類、オートバイ類)の完成車製品を製造する合併企業を設立することができ、中国側合併パートナーと共同で国内のその他の自動車製造企業を買収する場合には2社の制限を受けない】

电子商务	允许类	限制类 (无外资股比限制)
法律咨询	限制类 ——法律 咨询	禁止类 ——中国法律事务咨 询(提供有关中国法 律环境影响的信息除 外)
烟草的批 发、零售	限制类 (设立超 过 30 家 分店、销 售来自多 个供应商 的不同种 类和品牌 商品的连 锁店由中 方控股)	禁止类 ——烟叶、卷烟、复 烤烟叶及其他烟草制 品的批发、零售
网络出版服 务	允许类	禁止类
经营文物拍 卖的拍卖企 业、文物商 店		

总体来说, 2015 版《投资目录》显现出中国政府进一步鼓励外商投资、增加透明度、降低市场准入门槛的决心和努力。伴随着 2015 版《投资目录》的生效, 未来外商投资领域的相关法律制度将发生巨大变革, 并推动在中国的新一轮外商投资热潮。

(里兆律师事务所 2015 年 05 月 07 日编写)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- 债权回收
- 口头、会议形式的垄断协议及其风险
- 商业贿赂讲座
- 撤退, 以及撤退过程中的各类纠纷 (尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件)

電子商取引	許可類	制限類 (外資持分比率の規 制はない)
法律コンサル ティング	制限類 ——法 律 コンサルティ ング	禁止類 ——中国法律事務コ ンサルティング(中国法 律環境影響に関する 情報の提供は除く)
タバコの卸 売、小売	制限類 (30 社を 超える支 店、複数 の供給業 者からの 様々な種 類および ブランド の商品を 販売する チェーン 店の設立 については 中国側持 分支配と する)	禁止類 ——葉タバコ、巻きタバ コ、再乾燥葉タバコおよ びその他のタバコ製品の 卸売、小売
オンライン出 版サービス	許可類	禁止類
文化財の競 売に従事す る競売企 業、骨董店		

全体として, 2015 年版「投資目録」は中国政府の外資による投資の更なる奨励、透明度の向上、市場参入条件の引下げに関する決意と努力を表している。2015 年版「投資目録」の発効に従い、今後、外商投資分野の関連法律制度に巨大な変革が現れ、中国での新たな外商投資の波を呼び起こすものと思われる。

(里兆法律事務所が 2015 年 5 月 7 日付で作成)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- 債権回収
- 口頭、会議形式の独占協定およびそのリスク
- 商業賄賂に関するセミナー
- 撤退、および撤退過程における各種紛争 (特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件)